

新年は1月8日(水)より
業務を行います

事務所H Pアドレス
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 萩原得誉
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319

あけましておめでとうございます 2014年元旦



八方池に映る白馬の峰々 (撮影=宗みなえ)

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

日本はどこへ向かっているのだろう。
昨年は、そんなことを何度も考えさせられた一年でした。政権与党は多くの国民の声を無視し、「强行採決」というおよそ民主主義の国とは思えない手法で特定秘密保護法を成立させ、同時に、日本版NSC（国家安全保障会議）をも発足させました。「もっと議論を進めよう」、そんな声すら無視して突き進む先にバラ色の日々が待っているはずもありません。

戦争をする国作りを進める人々に、民意は無視できないものだ、という当たり前の事実を知らしめるべく、平和な社会を願う人々の活動の輪を広げていきましょう。

事務局長	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
事務局員一同	小久保 雅弘	藤吉	長浜	有平	萩原 得誉	宗みなえ

ごあいさつ

シリーズ

自民党改憲草案を斬る

（人権編）

第2回

前回の「前文編」に引き続き、自民党の改憲草案について考えていきたいと思います。第二回は、「人権編」です。

「人権」って何？

人が生まれながらにして有する権利

現在の憲法では、第三章「国民の権利及び義務」の中に、様々な権利が列挙されています。前回の「前文編」で、(立憲主義)に立つていることを紹介しました。

人権の行使には責任や義務が伴う？

しかし、改憲草案には、人権の不可侵性を定めた第11条の直後の第12条において、「自由及び権利には責任及び義務が伴う」と規定されています。これは、人権を行使する以上、それに見合う責任と義務を果たすべきであるという価値観を押しつけるものであります。

「公共の福祉」と「公益・公の秩序」？

また、改憲草案第12条は、人権の行使について「公益及び公の秩序に反対する」ことを定めています。これは、公益の範囲内でのみ人権が認められていた、この「公共の福祉」についても、上位概念を持ちだして人権を「制約」するという

う概念が存在し、社会秩序維持の名目でもって国民の人権が制約されることがあります。これととなるのです。これは、「法律の範囲内」で

は、「法律の範囲内」でのみ人権が認められていました。しかし、この「公共の福祉」については、人権と人権が衝突する場合において相互に恩恵として与えたり、人権が何かと引き換えに恩恵として与えてもらおるものではないとい

う天賦人権の考え方と相容れないものです。

権利と義務は必ずしも一体のものではありません。例えば、お金を貸した人がいるとしましょう。

その人は、当然、借りた人に対し、お金を返せと言わなければならぬ義務は存

在しません。権利義務と

いう言葉は一緒になつて用いられることが多いで



るものであることを意味しています。このように、人権は、人間が生まれながらにして当然に有する権利のことをいいます(天賦人権の思想)。なお、第97条も

そのような考え方方は、現行憲法第11条が人権について「侵すことのできない永久の権利」として公権力によつても侵されないと規定しているところからも読み取ることが出来ます。また同条は、「現在及び将来の国民に与へられる」としており、これらは、人権が、生まれながらにして付与されている

ですが、義務なき権利というものがあつても、それ

は何らおかしいことではあります。



「公共の福祉」=人権と人権の調整

「公益・公の秩序」=人権の制約

念が存在します。しかし、解されており、抽象的なこの「公共の福祉」についても似たような考

えであるといえます。明治憲法と変わらない考

えであるといえます。

確かに、現在の憲法に

も似たような文言として、

これがその内容であると

例えば、ある国会議員

の個人情報が報道されたとします。ここでは、その国会議員のプライバシーや名誉といった権利と、取材した側による表現の自由が対立する場面です。報道の内容にもよりますが、仮に報道された内容が国会議員の政治的な資質に関する内容であつたような場合には、表現の自由が優先される場合があります。逆に、政治的資質とは無関係のようない完全に個人的なプライベートの情報であつた場合には、プライバシーや名譽が優先される場合もあります。このように、人権と人権が衝突するような場面で個別具体的な事情を考慮して調整するための概念が「公共の福祉」と呼ばれるものなのです。しかし、改憲草案の「公益及び公の秩序」というものは、双方の人権の調整というよりは、「公益」や「公の秩序」といった、国や権力、多数派の考え方といった上位概念を設定します。そして、それらの上位概念に資するか否かという基準でもつて人権が制約されてしまうことを意味します。すなわち、人権の「調整」を図る

ます。そのため、人権の「調整」を図る

ことは、人権と人権が衝突する場合において相互に恩恵として与えたり、人権が何かと引き換えに恩恵として与えてもらおるものではないとい

う天賦人権の考え方と相容れないものです。

憲法を学び 実践を

弁護士 蒲田孝代

想像力と他者への共感必要

安倍政権の景気回復、経済成長をうたった独自の政策は、アベノミクスともてはやされ、「決められた政治」として急速な支持を獲得していきました。その政権が昨年の終わりに、眞の姿を現しました。秘密保護法が文字通りに「強行採決」されたことは、何を意味するのでしょうか。憲法の危機！民主主義の崩壊！私たちは、この結果としっかり向き合つていかなければなりません。

当事務所では、昨年、特に憲法を大きな柱のひとつとして活動をしてきました。事務所と友の会を中心とした実行委員会で、今年、特に憲法への支持に繋がつていくのではないであります。しかし、本当に大切なものは目に見え

る、自分さえ良ければいいという考え方ではなく、憲法に対する認識を疑わざるをえません。

伊藤真さんを迎えて講演会を開く

昨年10月27日（日）伊藤真さんを講師に迎え、

「考えてみよう、憲法のこと」を開催しました（写真）。主催は当事務所と友の会を中心とした実行委員会。

当日は会場いっぱいの150人を超える方が参加され、憲法って何？の話に耳を傾けました。

「実際に書いてみよう遺言書」を開催します。2月22日（土）午後2時から、松戸市勤労会館にて。（問い合わせは当事務所まで）

参加者からは「立憲主義の理解をしていなかつた自分がいた」「マイノリティの人権について理解できた」などの感想が寄せられました。

今後も憲法の学習会を続けていきます。次回の学習会は1月23日の夜、

松戸市勤労会館にて（問い合わせは当事務所まで）

わざるをえません。今一度、憲法についてしっかりと学び、実践していくことが必要です。この一年も、憲法について皆様と共に考え、深めていきた

いと思います。

他者への共感を忘れ、異論を唱える者の声を無視し、数の力で突き進むやり方は、憲法を軽視したやり方であると言



カツとび 法律相談

アパートの保証人 責任はどこまで？

弁護士

長浜 有平

ちょうど1年前、この紙面で、自民党政権の復活に対して危惧を抱いていました。

Q. 私は、結婚を約したAさんからの相談

A. 結論として、支

アパートの保証人になつたAさんからの相談

私は、Bさんがアパートで同棲を始めましたが、一緒に住もうと話していたためです。

その後私たち

アパートで同棲を始めましたが、一緒に住んでみると、お互いの知らない部分が見えてくるようになります。

やがて私はB

さんと一緒に別れ、アパートを借りるとき、B

さんと一緒に別れ、アパートを借りるとき、B